

1. 在宅高齢者紙おむつ支給事業の概要

○事業の目的

在宅で介護を受け家族介護用品を使用している要介護者等に対し、家族介護用品を支給することにより、その家族の経済的負担の軽減を図る。

○対象者

- ・要介護認定の結果が要介護1以上である者
- ・市町村民税世帯非課税者で負担能力のある親族等に扶養されていない者、又は生活保護法に規定する被保護者
- ・介保保険料に滞納のない者 ・在宅で介護を受け、紙おむつを使用している者

○支給方法

入札により決定した市指定の事業者が、市が指定する介護用品を月1回要介護者宅まで配送する。

○財源（地域支援事業・任意事業）

国38.5%、都道府県19.25%、市町村19.25%、第1号被保険者の保険料23%

○利用状況（令和5年8月分）

利用者数…302人 平均単価…5,081円 合計支給金額…1,534,580円

○過去の利用実績（年額）

17,309,710円 (R2) 17,135,080円 (R3) 16,141,680円 (R4)

2-1. 国の動向①

- 「地域支援事業充実分に係る上限額の取扱い及び任意事業の見直しについて」
(平成27年2月18日付厚生労働省老健局振興課事務連絡)

地域支援事業における、任意事業の「家族介護支援事業」のうち、介護用品の支給に係る事業について、国は「地域支援事業充実分に係る上限額の取扱い及び任意事業の見直しについて」において、原則として任意事業の対象外とした上で、平成26年度時点で当該事業を実施していた場合に限り、当分の間実施して差し支えない取扱いとした。



介護用品の支給は、介護給付サービスの上乗せ・横出しとなるものであり、仮に実施する場合には、市町村特別給付、保健福祉事業又は市町村独自事業として実施されるべきものであるが、多くの市町村が実施していた状況に鑑み、例外的な激変緩和措置として講じた措置となる。

2-2. 国の動向②

■「地域支援事の実施について」

(平成30年5月10日老発0510第3号厚生労働省老健局長)

「平成26年度に、任意事業において介護用品の支給に係る事業を実施している市町村は、第7期介護保険事業計画期間においては、次に掲げる各項目に取り組んでいることを要件に実施して差し支えないこととする。

- ①高齢者の個別の状態を踏まえて適切に用品を支給する取組を行っていること
- ②地域包括支援センターの運営や任意事業における各事業の課題を把握し、その対応方針を検討していること
- ③各事業の課題を踏まえ、低所得世帯等への影響も考慮しつつ、任意事業としての介護用品の支給に係る事業の廃止・縮小に向けた具体的方策を検討していること



平成30年度から令和2年度までの3年間は事業の継続実施が可能であるが、その間に廃止・縮小・継続を検討していく必要がある。

2-3. 国の動向③

■「任意事業における介護用品の支給に係る事業の取扱いについて」

(令和2年11月9日 事務連絡 厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課)

これまでの経緯を踏まえつつ、任意事業における介護用品の支給について、令和3年4月からの第8期介護保険事業計画期間において、下記のとおり取扱うこととする。

①対象市町村

当該事業の対象となるのは、平成26年度に当該事業を実施している市町村であって、第7期介護保険事業計画期間中に当該事業を実施している市町村に限る。

②対象期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日

③支給要件

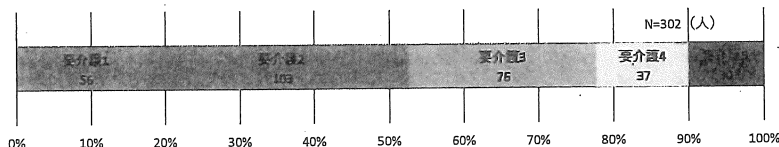
本人課税の新規・既存利用者については、対象外とする。本人非課税・世帯員課税の新規・既存利用者については、年間6万円の支給上限を設ける。認定調査票の「排尿」「排便」の項目において「介助」又は「見守り等」に該当する者を対象とする。

【留意事項】

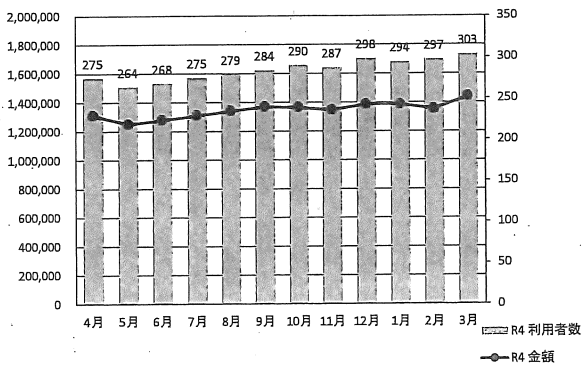
上記取扱いは、第8期計画期間における例外的な激変緩和措置であることを踏まえ、他の事業との優先順位を勘案した上で、市町村特別給付等への移行等、任意事業としての介護用品の支給に係る事業の廃止・縮小に向けた具体的方策について、引き続き検討すること。

3. 本市の現行制度の利用状況

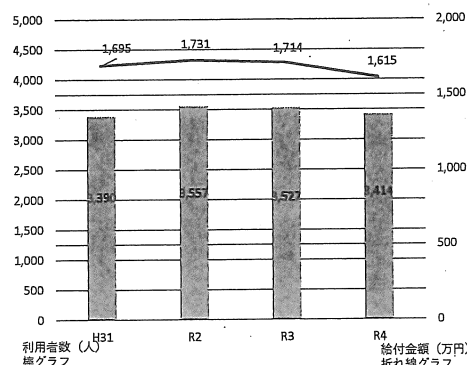
① 要介護度別利用者の分布 (R5.8末現在)



② R4年度 紙おむつ支給実績



③ 年間延べ利用者数・給付金額の推移



(参考) 財源の種類

■ 市町村特別給付・保健福祉事業・任意事業・一般財源の概要

	市町村特別給付	保健福祉事業	地域支援事業の任意事業	一般財源事業
制度概要	市町村が条例に基づき、介護保険法で定められた介護給付・予防給付以外に、独自の給付を実施するもの。「横出し給付」と言われている。	介護者支援、介護予防、保険給付、サービス利用に係る資金の貸付など、市町村が被保険者及び介護者に対し必要と判断する事業を実施するもの。	介護保険事業の運営の安定化、被保険者及び介護者等に対する地域の実情に応じた必要な支援を目的として、市町村が地域支援事業の中で実施するもの。	高齢者の保健・福祉・介護を目的として、市町村が単独の予算を用いて事業を行うもの。
財源	第1号保険者の保険料	第1号保険者の保険料	国38.5%、都道府県19.25%、市町村19.25%、第1号保険者の保険料23%	一般財源
対象者	要支援者・要介護認定者	被保険者、家族等の介護者	被保険者、家族等の介護者	高齢者など市町村が定める
実施例	<ul style="list-style-type: none"> 寝具乾燥サービス 移送サービス 配食サービス おむつの支給 等 	<ul style="list-style-type: none"> 地域支援事業以外の介護予防事業 介護者支援事業 直営介護事業 高額介護サービス費の貸付事業 等 		<ul style="list-style-type: none"> 介護支援ボランティア・ポイント 配食サービス おむつの支給 移送サービス 寝具乾燥サービス 訪問理美容サービス 等

対象が、要支援・要介護認定者と限定されている。また、財源が1号保険料100%のため、保険料への影響が大きい。さらに償還払いであるため、利用者にとって手続きが煩雑。

財源は特別給付と同じだが、特別給付が「給付」であるのに対し、保健福祉事業は「事業」である。対象者が被保険者・介護者と、特別給付と比べて幅広い。

財源に公費が含まれているため、保険料への影響は限定的だが、上限額が設定されている。また、平成27年2月の通知により、「特別給付、保健福祉事業、一般施策で実施すべきもの等」は対象外となった。

事業の目的や対象者などについて、国の定めがないため、市町村の裁量で決定できる。一方、一般財源での実施となるため、市町村の財政力に影響を受けやすい。

引用：三菱UFJリサーチ&コンサルティング「高齢者の在宅生活を支えるための市区町村における独自施策についての調査研究事業」(平成29年度厚生労働省老人保健健康増進等事業)

4. 今後の方向性について（案）

■財源について

- ・経過措置が継続する見込みであれば、地域支援事業・任意事業による給付を継続する。
- ・経過措置が終了する場合は、市町村特別給付または保健福祉事業による給付とする。

■対象要件について

- ・いずれの財源による給付についても、現行どおりの対象者とする。

■支給方法について

- ・移動が困難な方への配慮および適正な給付を図るため、現物給付方式を維持する。

■その他

- ・社会情勢、保険料への影響を鑑み、適宜、事業評価および必要に応じて事業内容の見直しを行う。